大田市告示第115号

森林組合法(昭和53年法律第36号)第100条の22第3項による組織変更の認可通知を受けたことにより、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により告示する。

令和5年7月25日

大田市長 楫野 弘和

- 1. 認可した地縁による団体
 - (1)名 称 池田自治会
 - (2) 規約に定める目的
 - ア 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
 - イ 美化・清掃等区域内の環境の整備
 - ウ 集会施設の維持管理
 - エ 所有森林の維持管理
 - オ その他本会の目的達成のため必要と認めること
 - (3)区 域

本会の区域は概ね、大田市三瓶町池田地内にある池の原、小田、大江、高利、定、町、西田、奥畑、野畑、槇原の集落自治会の区域とする。

- (4)事務所 大田市三瓶町池田2085番地1
- (5) 代表者氏名 中間功
- (6) 代表者住所 大田市三瓶町池田2085番地1
- (7) 裁判所による代表者の職務執行停止の有無、並びに職務代行者選任の有無無無
- (8) 代理人の有無 無
- (9)解散の事由
 - ア 地方自治法第260条の20の規定により解散する。
 - イ 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の 承諾を得なければならない。